

随意契約理由書

工事名：主要地方道 茨木摂津線（大岩線）法面对策工事（R1）

（都市計画道路）大岩線Ⅱ期事業は、平成30年3月17日に開通した新名神高速道路神戸ジャンクション～高槻ジャンクション間に位置する茨木千提寺インターチェンジから、府道茨木亀岡線を結ぶ主要アクセス道路として整備を進めているものである。

令和2年夏頃には近隣の彩都中央東地区で物流施設（2事業者）が開業予定であり、本路線が未供用であれば、狭隘な周辺道路への大型車両が通行するため、（都市計画道路）大岩線の整備は急務である。

主要地方道 茨木摂津線（大岩線）道路改良工事（その6）（請負者：五大・利晃特定建設工事共同企業体）の施工区間において、令和元年5月、法高最大約70mの法面のうち残り14mの切土工事を施工していたところ、切土法面の一部において、崩壊、亀裂が発生した。

更なる崩落を防ぐため応急措置として抑え盛土工を実施したうえで、切土工事を一時中止し、現地調査、対策検討を行った。

その結果、法面の崩壊を止めるには、抑え盛土だけでは不十分で、現在も降雨で法面が挙動しており不安定な状況であり崩壊する危険性が高いため、応急復旧としてグラウンドアンカーで早急に法面の安定を確保する必要があると判明した。

法面对策工事については、以下の理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、道路改良工事の施工業者である五大・利晃特定建設工事共同企業体と随意契約を締結するものである。

（業者選定理由）

業者選定にあたっては、大阪府建設工事入札参加資格者名簿に登載されている当該工区施工中の施工者にさせることで現場内の錯綜がなく、既発注工事と一体的に管理することができ、準備期間の短縮や、現場管理費用等の縮減も図ることができる。